

# 同窓会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は静岡県立沼津工業高等学校同窓会と称する。(以下、本会と略称する。)
- 第2条 本会は静岡県立沼津工業高等学校(以下、母校と略称する。)の卒業生・修了生・職員及び同行に縁故のある者で組織する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦向上を図り、兼ねて母校の隆昌に寄与し、産業の振興・発展に貢献するのを目的とする。
- 第4条 本会は本部並びに事務所を母校内におき、会員相当数在住の地には支部を設ける。
- 第5条 本会則の改正は総会の決議を経て行われる。

## 第2章 会則

- 第6条 本会の会員を分けて次の3種とする。
1. 正(準)会員  
母校の卒業生・修了生で直ちに上級学校に入学した者。  
(修了生又は中途退学者で理事会の承認を経た者。)
  2. 特別会員  
母校現・旧職員。
  3. 名誉会員  
母校に縁故があるか又は、本会に特に功労のある者で総会の決議によって推薦せられた者。

## 第3章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
1. 名誉会長 母校の校長を推す。
  2. 会長 正会員中より1名選出する。
  3. 副会長 正会員中より若干名選出する。
  4. 幹事長 正会員中より1名選出する。
  5. 理事 正会員中より若干名選出する。
  6. 支部長 支部毎に正会員中より1名選出する。
  7. 幹事 卒業期、各科1名当該会員中より選出する。
  8. その他必要のある時は理事会において立案・審議し、会長の承認によって適宜役員を置くことができる。
- 第8条 役員の仕事は次の通りである。
1. 会長 本会を代表する。
  2. 副会長 会長を補佐する。
  3. 幹事長 常務幹事会及び幹事会を招集し司会する。
  4. 理事 常時会務を処理する。

5. 支部長 各支部を代表する。
6. 幹事 当該期・科に関する会務を処理する。
7. その他の役員の任務は設置するとき規定する。

第9条 会長の任期は2ヶ年とし再任までとする。他の役員の任期は2ヶ年とするが再任は妨げない。

第10条 顧問

かつて会長であった者並びに本会に功労のあった者の中から理事会において推戴する。

## 第4章 集会

第11条 本会の集会を分けて次の4種とする。

1. 総会

原則として毎年開き(定時総会)予算決算及び事務報告の承認、会則の変更、役員を選出、名誉会長の推薦等重要な事項を決議する。必要な場合には臨時総会を開く。但し委任状を含めて出席人員100名以下の場合は決議することはできない。

2. 支部総会

必要に応じて支部長が召集し会務処理上必要な事項について審議し、会長の承認により決定する。

3. 理事会

必要に応じて開き会務を処理する。緊急を要するときは総会に代わって対処する。

4. 幹事会

必要に応じて開き、卒業期・科に関する会務を処理する。

## 第5章 事業

第12条 本会の目的を達するために次の事業を行う。

1. 会誌・名簿の発行
2. 会員の互助
3. 母校との連絡並びに後援
4. 産業界との連絡

## 第6章 会費及び会計

第13条 会員は入会までに入会金及び会費参千円を収めるものとする。

第14条 入会金は基本金に編入し、基本金は総会の決議を経なければ支出することはできない。

第15条 本会の経費は会費、基本金の利子及びその他の収入で賄う。

第16条 本会の予算は理事会で定め、決算とともに総会で報告する。監査を若干名の会員に委嘱する。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。